

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第100号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>郵便局消印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	郵便局消印	確認印			[略]		<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	通信日付印	確認印			[略]	
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
郵便局消印	確認印																				
[略]																					
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
通信日付印	確認印																				
[略]																					
<p>様式第3号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>郵便局消印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	郵便局消印	確認印			[略]		<p>様式第3号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	通信日付印	確認印			[略]	
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
郵便局消印	確認印																				
[略]																					
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
通信日付印	確認印																				
[略]																					
<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>郵便局消印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	郵便局消印	確認印			[略]		<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>※発信年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※発信年月日	[略]	通信日付印	確認印			[略]	
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
郵便局消印	確認印																				
[略]																					
[略]																					
※発信年月日	[略]																				
通信日付印	確認印																				
[略]																					
<p>様式第9号（第19条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、<u>青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、 <u>青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</u>	[略]	<p>様式第9号（第19条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。	[略]												
[略]																					
[略]																					
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、 <u>青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。</u>																					
[略]																					
[略]																					
[略]																					
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。																					
[略]																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。